

平成 26 年度原子力総合防災訓練計画

- 1 平成 26 年度原子力総合防災訓練の対象となる原子力事業所
北陸電力株式会社 志賀原子力発電所
- 2 実施時期
平成 26 年 1 1 月上旬
- 3 参加機関
 - (1) 指定行政機関等
内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省
 - (2) 指定地方行政機関等
中部管区警察局、北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局石川森林管理署、中部経済産業局、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局、中部近畿産業保安監督部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署、北陸信越運輸局石川運輸支局、第九管区海上保安本部、大阪航空局小松空港事務所、北陸総合通信局、石川労働局、北陸地方整備局
 - (3) 地方公共団体
石川県、志賀町、七尾市、輪島市、羽咋市、かほく市、宝達志水町、中能登町、穴水町、金沢市、珠洲市、白山市、津幡町、能登町、富山県、氷見市、高岡市
 - (4) 指定公共機関等
独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、日本赤十字社、日本放送協会、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社 N T T ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - (5) 指定地方公共機関等
北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、加越能バス株式会社、公益社団法人富山県医師会、北日本放送株式会社、富山テレビ放送株式会社、株式会社チュ

ーリップテレビ、富山エフエム放送株式会社

(6) 訓練対象原子力事業者

北陸電力株式会社

4 原子力緊急事態の想定に関する事項

志賀原子力発電所2号機において、定格出力一定運転中、能登半島近海にて震度6強の地震が発生し、原子炉が自動停止した。同時に送電鉄塔倒壊及び中能登変電所火災により外部電源が喪失した。その後、原子炉への全ての注水機能喪失により、全面緊急事態となる。その後、事態が進展し、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

5 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者

上記3の参加機関の長

6 訓練内容

原子力災害対策マニュアルに基づく各災害対策本部の運営については、初動体制の確立から全面緊急事態への対応まで、以下に示す3段階に集約した訓練を実施する。

第1段階：迅速な初動体制の確立

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、TV会議システム等を活用し、関係機関相互における情報共有を図る。

第2段階：官邸機能の強化、施設敷地緊急事態への対応

国、地方公共団体及び原子力事業者において、参集予定職員を参集させ、各機関の体制を強化する。また、自衛隊や警察等の実動組織あるいは民間輸送機関により、国の職員及び専門家等を、原子力事業者本店及び緊急事態応急対策等拠点施設（志賀オフサイトセンター）に派遣する。

さらに、原子力事業者及び地方公共団体においては、TV会議システムを活用し、情報の収集・共有を図る。また、PAZ（予防的防護措置を準備する区域。以下同じ。）内の施設敷地緊急事態要避難者の避難について、実効的な輸送手段による訓練を実施する。

第3段階：全面緊急事態への対応

全面緊急事態の判断を受け、PAZ内の住民に対して、内閣総理大臣より避難及び安定ヨウ素剤の服用を指示する。志賀町においては、公共輸送機関及び自衛隊等の実動組織の支援を受けつつ、PAZ内の住民について、

陸上輸送又は海上輸送を行う。

また、放射性物質が放出された後において、O I L（運用上の介入レベル。以下同じ。）の基準に基づき、国及び地方公共団体の連携・調整のもと、U P Z（緊急時防護措置を準備する区域。以下同じ。）内の一部住民について、屋内退避を実施し、その後、必要に応じ一時移転の実施、スクリーニングの実施、安定ヨウ素剤の服用指示等、初動段階における活動項目の実践的な訓練を実施する。

訓練実施項目は以下のとおり。

訓練 1 日目：警戒事態、施設敷地緊急事態～全面緊急事態に係る訓練

- ・ 住民への情報提供訓練（P A Z・U P Z）
- ・ 緊急時モニタリング訓練（共通）
- ・ 在宅の避難行動要支援者の避難訓練（P A Z）
- ・ 社会福祉施設入居者等の避難訓練（P A Z）
- ・ 学校の児童等の避難訓練（P A Z）及び屋内退避訓練（U P Z）
- ・ 一般住民の避難訓練（P A Z）
- ・ 安定ヨウ素剤配布、服用訓練（P A Z）
- ・ スクリーニング、避難所設置、運営訓練（共通）

訓練 2 日目：U P Z 一時移転訓練等

- ・ 住民への情報提供訓練（U P Z）
- ・ U P Z 内住民の一時移転訓練
- ・ 安定ヨウ素剤配布、服用訓練（U P Z）
- ・ サイト内汚染傷病者の搬送訓練

（1）国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

① 緊急時体制確立訓練

初動体制を迅速に構築し初期対応を的確に実施するため、原子力事故警戒本部の立ち上げから原子力災害対策本部等の設置までの訓練を行う。

② 情報共有及び意思決定訓練

T V 会議システム等を活用し、関係機関の情報の共有及び連絡等について訓練を行う。

③ 広報対応訓練

首相官邸及び原子力規制庁（以下「中央」という。）において、会見資料の準備、会見実施者への事前説明等の会見実施に至る一連の行動について訓練を行う。また、広報内容について、中央と石川県庁、原子力事業者（原子力施設事態即応センター及び志賀原子力発電所）等との情報

共有の訓練を実施する。

(2) 国が実施主体となる訓練

① 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練

国の職員及び専門家等を現地に派遣するに当たり、関係府省庁が連携し、輸送手段の調整、輸送経路の確認及び緊急輸送の実施に係る訓練を実施する。

② 原子力災害対策本部等の運営訓練

施設敷地緊急事態発生に伴う原子力事故対策本部の設置及び全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部の設置並びに関係機関の情報共有、連絡等、原子力事故対策本部及び原子力災害対策本部における情報収集、意思決定及び広報の訓練を実施する。特に、内閣総理大臣による緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部会議の開催等について訓練を行う。

(3) 関係地方公共団体が実施主体となる訓練

① P A Z内施設敷地緊急事態要避難者の避難実施訓練

北陸電力株式会社から施設敷地緊急事態発生の通報を受け、志賀町の「地域防災計画（原子力防災計画）」に基づき、在宅の避難行動要支援者及び社会福祉施設入居者等の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施し、各機関の連携要領等について訓練を行う。

その際、防災行政無線及び広報車等を活用して社会福祉施設等への迅速な情報伝達及び関係機関の支援による避難輸送について訓練を行う。

② P A Z内住民の避難実施訓練

原子力緊急事態宣言後、志賀町は、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、志賀町の「地域防災計画（原子力防災計画）」に基づき、学校等の児童を含むP A Z内住民の避難訓練を実施するとともに、各機関の情報伝達及び避難住民への安定ヨウ素剤の緊急配布・服用等の訓練を行う。また一部住民を、漁業協同組合等の協力を得て海上を経由して避難させる訓練を行う。

③ U P Z内住民の屋内退避実施訓練

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z内住民の屋内退避及び各機関の情報伝達等の訓練を行う。

④ U P Z内の一部住民一時移転実施訓練

O I L 2 事態発生に伴い、屋内退避中の志賀町、中能登町、羽咋市及

び富山県氷見市の一部住民のUPZ外への一時移転訓練を実施するとともに、各機関の情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布・服用等の訓練を行う。この際、原子力発電所から30km圏内近傍にスクリーニング場所及び除染所を設定し、一時移転に伴う人員及び車両のスクリーニング及び除染を行う。また、避難者受入市町において、避難所の設置・運営の訓練を行う。

⑤ 緊急時モニタリング実施訓練

関係機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリング訓練を行う。

⑥ 交通規制・警戒警備訓練

警察、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制等の訓練を行う。

⑦ 石川県志賀オフサイトセンター運営訓練

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第12条第1項で規定する緊急事態応急対策等拠点施設の運営訓練を実施する。

⑧ ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練

現地の活動状況について、ヘリテレ映像を各関係機関に伝送し、国、地方公共団体及び原子力事業者間で情報共有を行う。

(4) 原子力事業者が主体となって行う訓練

① 消火活動及び道路啓開訓練

志賀原子力発電所で発生した火災、土砂崩れ等に対して、対応措置を確認するとともに、関係機関等との連携要領について訓練を行う。

② 事故拡大防止訓練

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、志賀原子力発電所が保有する事故対策資器材を活用した事故拡大防止措置を図る。その際、TV会議システム等を活用し、中央と現地の間で継続的な情報共有を図るとともに、環境中に放射性物質が放出される可能性を踏まえ、放射線量等の影響範囲の推定等を行う。

③ 発電所敷地周辺緊急時モニタリング訓練

志賀原子力発電所敷地周辺のモニタリングを行い、その結果を関係機関に通報するとともに、地方公共団体等による緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣及び資器材の提供を通じ、関係機関との連携強化を図る。

④ 原子力発電所構内作業等者の避難誘導訓練

原子力発電所構内作業等者の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、当該原子力発電所敷地内の立入制限の訓練を行う。

⑤ 救助・医療活動訓練

原子力発電所構内において被ばくを伴う負傷者について、汚染除去等の応急措置を施した上で、関係機関と連携し、被ばく医療機関へ搬送する。

7 訓練評価

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、反省点の抽出を行う。また、より客観的な指摘を得ることを目的として、海外の関係機関等の視察者からも意見を聴取する。